

意見書

平成 23 年 4 月 14 日

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課 御中

郵便番号 150-0011
 (ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし
 住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F
 (ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふぉーらむ
 氏名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
 代表理事 小林 宏
 メールアドレス info@mcf.to
 電話番号 03-5468-5091
 (連絡先:モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

「検討アジェンダ」に関して、以下のとおり意見を提出します。

| 検討アジェンダ項目 | 意見 |
|--|---|
| 4 ICT 総合戦略の検討 (1) 新事業創出戦略 ICT の利活用促進における環境整備の在り方 | ICT 利活用を支える基盤的環境整備において、セキュリティやコンテンツ著作権管理の分野において、それらの技術等が広く標準化されたものが普及することが、ユーザ・事業者にとってのメリットに繋がると考えられる。また ICT の広がりには国境を越えるため、国内にとどまらず世界標準化や、モバイル分野においては日本初の世界標準化を進めるための普及方策等も検討願いたい。 |
| 同 新事業の創出と標準化の連携強化策 | モバイル分野は日本が非常に進んでいるところではあるが、技術革新が速く、単独のメーカ・企業だけでは、先進的な研究開発を世界的な標準化を目指して行うことは難しい側面もあり、新事業を創出するにあたり、出来る限り標準的なものとして普及されるよう、国から企業への研究資金や標準化のための活動支援があるとよい。 |
| 同 その他 | デジタルコンテンツの流通を取り巻く状況は非常に変化が激しく、クラウド化、回線の大容量化、利用端末の種類の拡大(PC、携帯電話、ゲーム専用機、他)、などが相まって、ライセンス管理の方法や流通(送受信のための伝送路)を適切に整備することで、より大容量の魅力的なコンテンツの提供が可能となる。 ライセンスの管理においては、利用者視点で見れば、同一コンテンツを複数の利用端末で利用する毎に課金されるよりは、一利用者の単位で課金され自身が保有する複数端末で再課金無く利用出来ることが望ましい。つまりは、デジタルコンテンツを利用者が権利として所有するが所有する端末の場所・機器は問わないものである。その際に違法な入手手段とならないように配慮されることが同時 |

| | |
|---------|---|
| | <p>に必要である。</p> <p>なお、このような所有形態にすることにおいては、別途著作権法の改正等により、適切な措置が必要であることは言うまでも無く、関係省庁間で連携した協議を希望する。</p> <p>また、そのような所有形態が適切に運用された場合、デジタルコンテンツは必要に応じてネットワーク等を介して都度利用するようなものとなると、光ケーブルなど固定網、無線電波、地上波・衛星電波などいわゆる通信と放送が有機的に連携して利用者が使用できるような環境があると望ましいが、コンテンツを提供する事業者から見た場合、通信は比較的自由的な裁量において、適切な運用を前提として、大容量の回線を利用しやすい状況にはあるが、より広く大容量のコンテンツを届ける仕組みでもある放送については、事業者から見て自由的な裁量があるとは言い難い。</p> |
| (3)国際戦略 | <p>急速に進展している ICT を取り巻く環境に日本企業が総力を挙げて標準化戦略を推進するにあたり、多くの関係企業が参集する評議会等の開催を検討頂きたい。国内の魅力的なコンテンツ・サービスを海外へ展開していくにあたり、国内法規と海外の法制度の違いを明確にし、海外へサービスを提供する上での柔軟な法整備の構築を検討頂きたい。</p> |